

# 檜原村における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン エコツアー用

令和2年6月8日  
檜原村エコツーリズム推進協議会

## 1. はじめに

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）において、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」としています。

これを受けて、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意し、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減に取り組みながら、檜原村のエコツアーを実施していくために当面の対策として本ガイドラインを作成しました。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見や政府・自治体の方針、檜原村のエコツアー関連事業者からの要望等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととしています。

主催者においては、必要と思われる部分においての実施を求めるものとし、新型コロナウイルスの感染予防に取り組んでいただきたいと思います。ただし、ガイドラインは感染防止を図っていくために、各箇所においてそれぞれの置かれている特性に合わせて、より有効な実施体制を作ってもらうための指針を示したものであり強制するものではありません。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

- 参加者間での感染リスクもさることながら、村にウイルスを残す要因を徹底的に排除した低感染リスクのツアープログラムを企画する。
- その上で、エコツアーに参加することが「檜原村の生活や文化風土を守り育む」という広い意味での「エコツーリズム」活動に参加することになる。
- 感染症対策は、参加条件であることを参加者に伝える。
- 今回の新型コロナウイルスへの対策をきっかけにして、参加者やガイド、村民も含めて檜原村の自然と文化を守るエコツーリズムそのものへの理解を深め、共有できるきっかけにしていく。

## 3. 留意すべきポイント

- 新型コロナウイルスの主な感染経路は、接触感染と飛沫感染であること。
- 接触感染防止対策については、手洗い・手指消毒と不特定多数が触れる場所や物品をこまめに消毒すること。

- 飛沫感染防止対策については、ソーシャルディスタンス（社会的距離）の確保（基本 2 m、最低でも 1 m）とマスク着用、換気などによって 3 密（密閉、密集、密接）を回避すること。
- 特に村内の高齢者との接触には細心の注意を払うこと。
- ガイド自身の体調管理と感染リスク管理を徹底すること。

#### (1) エコツアーを企画する際の留意点

- 集合からツアープログラム実施中、解散までの一連の流れの各場面で、3 密が回避できる行程にすること。
- 参加者同士・参加者とガイド・参加者と村民との間での感染防止対策（備品のこまめな消毒、大声でしゃべらない、ソーシャルディスタンス、なるべく対面を避けるなど）が考えられていること。

#### (2) エコツアーを募集する際の留意点

- 感染拡大の防止のために【参加者が遵守すべき事項】（※）を事前に明確にして、協力を求めておくこと。
- これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、ツアーへの参加を取り消したり、途中で退席を求めたりすることがあり得ることを周知すること。

#### ※【参加者が遵守すべき事項】

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。（ツアー当日に書面で確認を行う。）
  - ア 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
  - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参し、激しい運動時以外の全時間帯においてマスクを着用すること
- 他の参加者、主催者スタッフ等との距離(できるだけ 2 m 以上)を確保すること。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。)
- 受付時や食事前、トイレ休憩後など、こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ツアー中に大きな声で会話等をしないこと。
- 感染防止のために主催者が決めたその他の措置について、主催者の指示に従うこと。
- ツアー終了後、2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに報告すること。

また、参加費の決済方法は可能な限り事前のオンライン決済を導入するか、参加当日の支払いにおいてもキャッシュレス決済を利用したり、ゴム手袋を利用するなど、現金による支払いによる接触感染のリスクを低減させる工夫と準備をすること。

#### (3) ツアー当日の留意点

##### ①ガイドが準備すべきもの

- ツアー中、常に携帯できるアルコール消毒液（スプレータイプ）

- 密封できるゴミ袋（ジップロックなどで代用可）
- 予備のマスク（参加者が忘れた時や途中紛失した時に、ツアーを継続するために使用）
- ゴム手袋（ツアー中の事故ややむを得ない場合に参加者に素手で触れる時や、唾液や鼻水などの付着したゴミを処理する場合など未消毒のものを触れる時に使用）
- 体温計（状況により、発熱者の検温で使用）

## ②受付時

- アルコール消毒剤を準備すること。
- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は参加しないように呼び掛けること。
- 受付時、参加者が距離をおいて並べるように案内すること。
- 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。

## ③ツアー開始時：事前説明の重要性

- 募集時にあらかじめ通知しておいた【参加者が遵守すべき事項】について、ツアー開始時に再度参加者に説明・確認し、それを遵守することが参加者自身と村民を守り、「檜原村の生活や文化風土を守り育む」エコツーリズムの基礎的な条件になるということをしかりと伝えること。

## ④ツアープログラム実施中

（ガイドトーク時）

- ツアー中のマスク着用を徹底すること。（ガイド・参加者ともに）
- ソーシャルディスタンスを確保すること。（ガイドと参加者、参加者同士（同居家族を除く）、参加者と村民）
- インカムの使用も検討すること。（ガイドから参加者への飛沫感染を防ぎ、ソーシャルディスタンスを確保したままでもガイドの話を参加者に聞きやすくなる。）
- 不特定多数の人が触る備品などはこまめに消毒し接触感染を避けること。
- 村民との接触：特に村内の高齢者に対するときは、ガイドはソーシャルディスタンスの確保に細心の注意を払うこと。

（トイレ：ツアー中に施設を使用する場合）

- 利用しようとする手洗い場に石鹸（ポンプ型が望ましい）が用意されているか確認すること。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。）
- 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。
- 参加者のトイレ利用後、ガイドはドアノブなどをアルコール消毒することで他の利用者の感染リスク低減に配慮することが望ましい。

（移動）

- 換気やソーシャルディスタンスを確保して、移動中の3密を避ける工夫をすること。
- 公共交通機関を利用する場合には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内（密閉空間）での会話を控えること等を徹底すること。

(食事)

- 飲食店利用の場合には飲食店の新型コロナウイルス対策ガイドラインを遵守し、感染防止対策を取っている店舗を利用すること。
- 屋外で弁当などを提供する場合にも、食事中は同居家族以外の対面での席の配置や会話は避け、十分な距離を空けて食事をする。
- 弁当や飲料のゴミは唾液などが付着しているため、マスクや手袋を着用しビニール袋に入れて密閉して縛るなど細心の注意で処分すること。（密封し各自で持ち帰ってもらうことも検討する。）

(4) ツアー後の留意点

- レンタル品など参加者が利用した物品がある場合には、ツアー後の消毒を徹底すること。
- 主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、参加者の個人情報について取り扱いに十分注意しながら保存期間(少なくとも1ヶ月以上)を定めて保存しておくこと。

(5) 報告・連携について

- 万が一ツアー中に感染の疑いが発覚した場合や、ツアー終了後2週間以内に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合には、以下の新型コロナ受診相談窓口に連絡し、感染の疑いのあるお客様の状況や症状を伝え、指示に従うこと。

平日9:00-17:00:

東京都西多摩保健所

電話 0428-22-6141

平日17:00-翌9:00・土日祝:

東京都・特別区・八王子市・町田市・合同電話相談センター

電話 03-5320-4592

- 上記の報告や指示の内容について、速やかに檜原村エコツーリズム推進協議会（事務局：檜原村産業環境課）に報告すること。また、経過状況についても随時、報告すること。

#### 4. ガイド事業者向け：その他留意点について

(1) スタッフの感染リスク低減策が必須

- 各事業者においては、スタッフに対して新型コロナウイルス感染症予防に関する基本的知識等の周知徹底を図ること、飛沫感染と接触感染の防止策を講じること、対人距離を確保すること、バックヤードや事務所等における対策を講じること、感染予防・健康管理のための指導を行うこと等によってスタッフの感染リスクの低減に取り組むこと。（とりわけ、妊娠や高齢者介護等、就労に対する不安や様々な事情を抱える従業員に対しての配慮が必要である。）

(2) 適切な感染症対策が旅行業者との取引基準になる

- 日本旅行業協会・全国旅行業協会による2020年5月14日付「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」において、手配旅行については「手配する旅行サービス提供事業者が適切な感染防止対策を取っている事業者であることを確認するよう、お客様に案内する。」、募集型企画旅行については「手配する旅行サービス提供事業者は、原則として適切な感染防止対策を取っている事業者に限定する。」との記述があり、適切な感染症対策を行なっていることが旅行会社との取引先の選定基準となる可能性があるため、旅行会社との取引がある事業者はその点を留意すること。